

行政書士試験問題

民法

耳本

平成 28 年－問題 27

A の B に対する甲債権につき消滅時効が完成した場合における時効の援用権者に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものの組合せはどれか。

ア A が甲債権の担保として C 所有の不動産に抵当権を有している場合、物上保証人 C は、A に対して債務を負っていないが、甲債権が消滅すれば同不動産の処分を免れる地位にあるため、甲債権につき消滅時効を援用することができる。

イ 甲債権のために保証人となった D は、甲債権が消滅すれば A に対して負っている債務を免れる地位にあるため、甲債権につき消滅時効を援用することができる。

ウ B の詐害行為によって B 所有の不動産を取得した E は、甲債権が消滅すれば A による詐害行為取消権の行使を免れる地位にあるが、このような利益は反射的なものにすぎないため、甲債権につき消滅時効を援用することができない。

エ A が甲債権の担保として B 所有の不動産に抵当権を有している場合、A の後順位抵当権者 F は、A の抵当権の被担保債権の消滅により直接利益を受ける者に該当しないため、甲債権につき消滅時効を援用することができない。

オ A が甲債権の担保として B 所有の不動産に抵当権を有している場合、同不動産を B から取得した G は、甲債権が消滅すれば抵当権の負担を免れる地位にあるが、このような利益は反射的なものにすぎないため、甲債権につき消滅時効を援用することができない。

- 1.ア・イ
- 2.ア・エ
- 3.イ・オ
- 4.ウ・エ
- 5.ウ・オ

平成 28 年－問題 28

A が所有する甲土地につき、A の長男 B が A に無断で同人の代理人と称して C に売却した(以下「本件売買契約」という。)。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

1.A が死亡して B が単独相続した場合、B は本人の資格に基づいて本件売買契約につき追認を拒絶することができない。

2.B が死亡して A の妻 D が A と共に共同相続した後、A も死亡して D が相続するに至った場合、D は本人の資格で無権代理行為の追認を拒絶する余地はない。

3.A が本件売買契約につき追認を拒絶した後に死亡して B が単独相続した場合、B は本件売買契約の追認を拒絶することができないため、本件売買契約は有効となる。

4.B が死亡して A が相続した場合、A は本人の資格において本件売買契約の追認を拒絶することができるが、無権代理人の責任を免れることはできない。

5.Aが死亡してBがAの妻Dと共に共同相続した場合、Dの追認がなければ本件売買契約は有効とならず、Bの相続分に相当する部分においても当然に有効となるものではない。

平成28年—問題29

A、BおよびCが甲土地を共有し、甲土地には乙建物が存在している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア DがA、BおよびCに無断で甲土地に乙建物を建てて甲土地を占有使用している場合、Aは、Dに対し、単独で建物の収去および土地の明渡しならびに土地の占拠により生じた損害全額の賠償を求めることができる。
- イ Eが、A、BおよびCが共有する乙建物をAの承諾のもとに賃借して居住し、甲土地を占有使用する場合、BおよびCは、Eに対し当然には乙建物の明渡しを請求することはできない。
- ウ Fが賃借権に基づいて甲土地に乙建物を建てた場合において、A、BおよびCが甲土地の分割協議を行うとすときは、Fに対して分割協議を行う旨を通知しなければならないが、通知をしないときは、A、BおよびCの間でなされた分割の合意は、Fに対抗することができない。
- エ Aが乙建物を所有し居住している場合において、Aが、BおよびCに対して甲土地の分割請求をしたときは、甲土地をAに単独所有させ、Aが、BおよびCに対して持分に相当する価格の賠償を支払う、いわゆる全面的価額賠償の方法によって分割しなければならない。
- オ A、BおよびCが乙建物を共有する場合において、Aが死亡して相続人が存在しないときは、Aの甲土地および乙建物の持分は、BおよびCに帰属する。

- 1.ア・イ
- 2.ア・ウ
- 3.イ・オ
- 4.ウ・エ
- 5.エ・オ

平成28年—問題30

不動産先取特権に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1.不動産の保存の先取特権は、保存行為を完了後、直ちに登記をしたときはその効力が保存され、同一不動産上に登記された既存の抵当権に優先する。
- 2.不動産工事の先取特権は、工事によって生じた不動産の価格の増加が現存する場合に限り、その増価額についてのみ存在する。
- 3.不動産売買の先取特権は、売買契約と同時に、不動産の代価またはその利息の弁済がされていない旨を登記したときでも、同一不動産上に登記された既存の抵当権に優先しない。
- 4.債権者が不動産先取特権の登記をした後、債務者がその不動産を第三者に売却した場合、不動産先取特権者は、当該第三取得者に対して先取特権を行使することができる。
- 5.同一の不動産について不動産保存の先取特権と不動産工事の先取特権が互いに競合する場合、各先取特権者は、その債権額の割合に応じて弁済を受ける。

平成 28 年－問題 31

A は債権者 B のため、A 所有の甲土地に、被担保債権の範囲を A・B 間の継続的売買に係る売掛代金債権とし、その極度額を 1 億円とする根抵当権を設定した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

1. 元本確定前に、A・B は協議により、被担保債権の範囲に A・B 間の金銭消費貸借取引に係る債権を加えることで合意した。A・B がこの合意を後順位抵当権者である C に対抗するためには、被担保債権の範囲の変更について C の承諾が必要である。
2. 元本確定前に、B が、A に対して有する継続的売買契約に係る売掛代金債権を D に対して譲渡した場合、D は、その債権について甲土地に対する根抵当権を行使することはできない。
3. 元本確定前においては、B は、甲土地に対する根抵当権を A の承諾を得て E に譲り渡すことができる。
4. 元本が確定し、被担保債権額が 6,000 万円となった場合、A は、B に対して甲土地に対する根抵当権の極度額 1 億円を、6,000 万円と以後 2 年間に生ずべき利息その他の定期金および債務の不履行による損害賠償の額とを加えた額に減額することを請求できる。
5. 元本が確定し、被担保債権額が 1 億 2,000 万円となった場合、甲土地について地上権を取得した F は、B に対して 1 億円を払い渡して根抵当権の消滅を請求することができる。

平成 28 年－問題 32

債権者代位権または詐害行為取消権に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。

1. 債権者は、債権の弁済期前であっても、債務者の未登記の権利について登記の申請をすることについて、裁判所の許可を得た場合に限り、代位行使することができる。
2. 債権者は、債務者に属する物権的請求権のような請求権だけでなく、債務者に属する取消権や解除権のような形成権についても代位行使することができる。
3. 債権者は、債務者に属する権利を、債権者自身の権利として行使するのではなく、債務者の代理人として行使することができる。
4. 甲不動産が A から B、A から C に二重に譲渡され、C が先に登記を備えた場合には、A から C への甲不動産の譲渡により A が無資力になったときでも、B は、A から C への譲渡を詐害行為として取り消すことはできない。
5. 詐害行為取消権の立証責任に関しては、債務者の悪意と同様に、受益者および転得者側の悪意についても債権者側にある。

平成 28 年－問題 33

債務不履行責任に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

1. 不確定期限がある債務については、その期限が到来した時ではなく、債務者が履行期の到来を知った時から履行遅滞になる。
2. 債務者が自己の債務を履行しない場合、その債務不履行につき帰責事由がないことを債務者の側において立証することができなければ、債務者は債務不履行責任を免れることができない。

3. 賃借人が賃貸人の承諾を得て賃貸不動産を転貸したが、転借入の過失により同不動産を損傷させた場合、賃借人は転借入の選任および監督について過失がなければ、賃貸人に対して債務不履行責任を負わない。
4. 受寄者が寄託者の承諾を得て寄託物を第三者に保管させたが、当該第三者の過失により寄託物を損傷させた場合、受寄者は当該第三者の選任および監督について過失がなければ、寄託者に対して債務不履行責任を負わない。
5. 特別の事情によって生じた損害につき、債務者が契約締結時においてその事情を予見できなかったとしても、債務不履行時までには予見可能であったと認められるときは、債務者はこれを賠償しなければならない。

平成 28 年－問題 34

不法行為に基づく損害賠償に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

ア 使用者 A が、その事業の執行につき行った被用者 B の加害行為について、C に対して使用者責任に基づき損害賠償金の全額を支払った場合には、A は B に対してその全額を求償することができる。

イ D の飼育する猛犬が E 社製の飼育檻から逃げ出して通行人 F に噛みつき怪我を負わせる事故が生じた場合において、D が猛犬を相当の注意をもって管理をしたことを証明できなかったとしても、犬が逃げ出した原因が E 社製の飼育檻の強度不足にあることを証明したときは、D は、F に対する損害賠償の責任を免れることができる。

ウ G がその所有する庭に植栽した樹木が倒れて通行人 H に怪我を負わせる事故が生じた場合において、G が H に損害を賠償したときは、植栽工事を担当した請負業者 I の作業に瑕疵があったことが明らかな場合には、G は I に対して求償することができる。

エ 運送業者 J の従業員 K が業務として運転するトラックと L の運転する自家用車が双方の過失により衝突して、通行人 M を受傷させ損害を与えた場合において、L が M に対して損害の全額を賠償したときは、L は、K がその過失割合に応じて負担すべき部分について、J に対して求償することができる。

オ タクシー会社 N の従業員 O が乗客 P を乗せて移動中に、Q の運転する自家用車と双方の過失により衝突して、P を受傷させ損害を与えた場合において、N が P に対して損害の全額を賠償したときは、N は O に対して求償することはできるが、Q に求償することはできない。

1. ア・イ
2. ア・ウ
3. イ・ウ
4. ウ・エ
5. エ・オ

平成 28 年－問題 35

養子に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

1. 家庭裁判所の審判により後見に付されている A は、認知をするには後見人の同意が必要であるが、養子縁組をするには後見人の同意は必要でない。
2. 16 歳の B を養子とする場合には、原則として家庭裁判所の許可が必要であるが、この場合には、B の法定代理人が養子縁組の承諾をしなければならない。

3.C・Dが夫婦である場合に、Cが、成年者Eを自己のみの養子とするときには、Dが同意について意思を表示することができないときを除いて、Dの同意を得なければならない。

4.F(70歳)およびG(55歳)は夫婦であったところ、子がないことからFの弟であるH(58歳)を養子とした場合に、この養子縁組の効力は無効である。

5.I・J夫婦が、K・L夫婦の子M(10歳)を養子とする旨の縁組をし、その届出が完了した場合、MとK・L夫婦との実親子関係は終了する。

平成28年－問題45

Aは、Bとの間でB所有の甲土地(以下「甲」という。)につき売買契約(以下「契約」という。)を締結し、その後、契約に基づいて、Bに対し売買代金を完済して、Bから甲の引き渡しを受け、その旨の登記がなされた。ただ、甲については、契約の締結に先だって、BがCから借り受けた金銭債務を担保するために、Cのために抵当権が設定され、その旨の登記がなされていた。この場合において、Aは、Bに対し、Cの抵当権に関し、どのような主張をすることができるかについて、民法の規定に照らし、40字程度で記述しなさい。なお、本問においては、Aは、Cに対する第三者としての弁済、Cの請求に応じた代価弁済、または、Cに対する抵当権消滅請求は行わないものとする。

平成28年－問題46

民法の規定によれば、離婚の財産上の法的効果として、離婚した夫婦の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる。判例は、離婚に伴う財産分与の目的ないし機能には3つの要素が含まれ得ると解している。この財産分与の3つの要素の内容について、40字程度で記述しなさい。